

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成27年10月19日答申分

## 答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500212 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500026 号

## 第 1 結論

昭和 53 年 10 月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 10 月から昭和 54 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 12 月頃、A 市役所で国民年金保険料の納付状況を確認した際に、同市役所から国民年金被保険者名簿(紙名簿)の写しをもらった。当該紙名簿によると、請求期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が A 市役所から提供を受けたとする国民年金被保険者名簿(紙名簿)の写しによると、請求期間を含む昭和 53 年度の徴収済記録欄には、その前後の年度と同様に「4~3(定)完納」と押印されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、請求期間の前後の年度の保険料は納付済みとされている。

また、請求期間は国民年金の任意加入期間である上、請求者は、「夫の転勤による度重なる引っ越しで国民年金保険料の領収書を紛失したり、夫のボーナスで半年分の保険料をまとめて納付することが多かったため、保険料が納付されているかどうか心配なときは、市役所で確認していた。」旨述べており、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、請求者は、請求期間について、生活環境及び経済状況に変化は無かったとしているところ、前述の紙名簿によると、請求期間の前後を通じて住所に変更が無いことが確認できる上、請求者の夫のオンライン記録によると、請求期間の前後を通じて夫の勤務先に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、請求期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500196号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500027号

## 第1 結論

昭和47年1月から昭和48年2月までの請求期間及び昭和48年7月から昭和54年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年1月から昭和48年2月まで  
昭和48年7月から昭和54年1月まで

私は、昭和54年2月から同年4月頃、A市役所に行った時に、国民年金の特例納付のポスターを見て、日頃から国民年金保険料が未納であることが気になっていたので、同市役所の職員から説明を受けて特例納付の手続を行い、10万円から20万円の保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が請求期間 及び の国民年金保険料を特例納付したと主張する昭和54年2月から同年4月頃は、第3回特例納付の実施期間内であったことから、請求者は、その主張する時期に請求期間 及び の保険料を特例納付することは可能であったと考えられる。

しかしながら、請求者の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、請求者は、請求期間 のうち昭和47年10月24日から昭和48年2月までの期間及び請求期間 は国民年金の任意加入被保険者として記録されているところ、特例納付により国民年金保険料を納付することができるのは、強制加入被保険者期間の保険料に限られていることから、制度上、請求者は請求期間 のうち昭和47年10月から昭和48年2月までの期間及び請求期間 に係る保険料を特例納付することはできない。

また、請求者に係る上記国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿

(電子データ)によると、請求者が請求期間 及び の国民年金保険料を特例納付した記録は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間 及び の国民年金保険料を一括で特例納付し、その金額は、「10万円以上で、20万円までは納めていない。」旨述べているが、請求期間 及び の保険料を特例納付した場合の金額は、請求者が主張する金額と相違している。

加えて、請求期間 及び 当時、請求者に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間 及び の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、各請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間 及び の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500224 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500028 号

## 第 1 結論

平成元年 6 月から同年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 6 月から同年 7 月まで

私は、請求期間当時、A 県 B 市で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。しかし、請求期間の保険料は未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求期間に係る国民年金被保険者資格取得年月日(平成元年 6 月 21 日)及び資格喪失年月日(平成元年 8 月 1 日)の処理日は、請求者の国民年金第 3 号被保険者の資格取得年月日(平成 6 年 4 月 1 日)の処理日と同じ平成 6 年 7 月 12 日であることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年 7 月頃に行われたと考えられ、この時点で、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、請求期間について、当時居住していた A 県 B 市で国民年金に加入したと主張しているが、同市での国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない上、請求者の国民年金手帳記号番号は C 県に居住した者に払い出される記号番号であることから、同記号番号は請求者が同県 D 市に転居した平成 6 年 3 月 7 日以降に払い出されたものであると考えられる。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、請求期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500118 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500046 号

## 第 1 結論

請求期間 について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の C 社(現在は、B 社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 6 月から昭和 39 年 3 月まで  
昭和 47 年 9 月 11 日から昭和 48 年 4 月 1 日まで  
昭和 48 年 4 月 1 日から昭和 49 年 1 月 1 日まで

請求期間 について、私は、昭和 38 年 6 月から昭和 39 年 3 月まで D 県 E 市に所在した F 事務所の G 部署で、H 職として I 業務に従事した。G 部署は A 社の下請業者であったが、雇用保険に加入していたので、厚生年金保険にも加入していたのではないかと思う。請求期間 を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間 及び について、私は、昭和 45 年 3 月 3 日に B 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和 59 年 9 月 1 日に C 社で同資格を喪失するまで、請求期間 は B 社で、請求期間 は C 社で厚生年金保険に加入していたはずであるが、請求期間 及び の厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間 を B 社の厚生年金保険被保険者期間として、また、請求期間 を C 社の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間 について、A 社の事業を継承した J 社から提出された社史に記載され

た事業実績の記録及び請求者が記憶するA社のG部署の長は、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者は、「請求期間 当時、自分はA社のG部署の臨時社員であった。」旨述べているところ、J社は、「請求期間 当時の資料は無く、請求者に係る厚生年金保険の取扱いについては不明であるものの、請求期間 当時、現地事務所で直接雇用された社員は、A社において社会保険に加入していない。」旨回答している。

また、オンライン記録において、請求期間 当時、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる3人に照会したところ、全員から回答が得られたが、請求者のことは分からないと回答している上、このうち、請求期間 当時、同社で社会保険事務を担当していたとする1人は、「G部署の一般社員は、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間 に被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間 における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間 に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間 及び について、請求者は、昭和47年9月11日にB社を退職し、昭和49年1月1日にC社に入社するまでは、父親と共同経営していた個人事業所に勤務しており、B社又はC社には勤務していなかったと述べているところ、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、B社における離職年月日は昭和47年9月10日、C社における資格取得年月日は昭和49年1月1日であることが確認でき、請求者の主張及びオンライン記録と符合する。

また、B社は、請求期間 及び 当時の資料が無く、当該期間について請求者の同社及びC社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いは不明であると回答している。

さらに、請求期間 について、B社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者は、昭和47年9月11日に同社において被保険者資格を喪失していることが確認でき、また、請求期間 について、C社における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、昭和49年1月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認でき、いずれの記録もオンライン記録と一致している。



このほか、請求者の請求期間 及び における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間 及び に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500183 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500047 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社(現在は、B 社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から平成 13 年 3 月 1 日まで

私は、A 社に平成 2 年 4 月 1 日に入社し、平成 15 年 3 月 30 日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

請求期間についても厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録から、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、請求者は、平成 12 年 11 月 10 日付けで同年 11 月 1 日に A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする処理が行われ、同年 11 月 10 日に健康保険証が返納されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、請求者のほか 7 人についても、請求者と同日に A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 11 月 10 日に健康保険証を返納していることが確認できる上、遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間当時、社会保険関係の事務は事業主が行っていたとしているところ、当該事業主は既に死亡している上、B 社に対して照会を行ったものの回答が無く、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除等について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500214 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500048 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 48 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月

年金記録を確認したところ、請求期間に A 社から支払われた賞与が記録されていない。預金通帳では、平成 18 年 12 月 15 日に同社から賞与が振り込まれていることが確認できるので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳及び給与明細書(賞与)によると、平成 18 年 12 月 15 日に請求者に対して賞与が支払われているものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A 社は、請求者に対して請求期間に係る賞与を支払ったが、当該賞与から厚生年金保険料は控除していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500194 号

厚生局事案番号 : 東北(脱)第 1500002 号

## 第 1 結論

昭和 33 年 3 月 22 日から昭和 35 年 4 月 21 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 3 月 22 日から昭和 35 年 4 月 21 日まで

私は、請求期間において A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、当該期間は脱退手当金が支給された期間とされている。しかし、請求期間の脱退手当金を請求した記憶は無く、受給した覚えも無いので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日から約 4 か月後の昭和 35 年 8 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求期間当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ厚生年金は受給できなかったところ、請求者は、A 社 B 営業所を退職した時点での厚生年金保険被保険者期間は 25 か月であり、再就職先が決まっていなかったと述べていることを踏まえると、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。